

## 下田市国民健康保険に

加入している30歳から  
75歳未満の皆さんへ

### 人間ドック助成のおしらせ

#### 助成対象者

左記の条件を満たす方を対象に、人間ドックの費用を一部助成します。

①下田市国民健康保険の被保險者であること。

②国民健康保険税の滞納がない世帯に属していること。

③人間ドックを受診する日において、年齢が30歳以上75歳未満であること。

④今年度に人間ドック助成事業の助成を受けていない方

⑤職域等で人間ドックと同等の項目について受診する機会がないこと。

⑥人間ドックの受診結果を下田市が行う保健事業に活用することに同意すること。

⑦同一年度中に特定健診を受診していないこと。

#### 助成額

健診費用の7割相当額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる）

※ただし、上限額は、1人に

つき25,000円

かとうクリニック  
伊豆今井浜病院  
☎(34)2717  
☎(34)1123  
かとうクリニック  
伊豆今井浜病院  
☎(25)2525  
☎(27)3700

助け合い、支えあう  
「年金」って  
とっても大事



#### 年金相談のメリット

厚生年金に関する手続は三島年金事務所に行くか、郵送するしか方法がありませんが、出張年金相談は市内で直接年金事務所の職員とやりとりでできるので安心、便利です。

年金制度全般についての質問や、年金の請求、将来受け取る年金額の照会など、年金に関することが出張年金相談で行えます。

特に、老齢厚生年金や遺族年金を請求する場合などにぜひ、ご利用ください。

厚生年金に関する手続は三島年金事務所に行くか、郵送するしか方法がありませんが、出張年金相談は市内で直接年金事務所の職員とやりとりでできるので安心、便利です。

年金制度全般についての質問や、年金の請求、将来受け取る年金額の照会など、年金に関することが出張年金相談で行えます。

特に、老齢厚生年金や遺族年金を請求する場合などにぜひ、ご利用ください。

厚生年金に関する手續は三島年金事務所に行くか、郵送するしか方法がありませんが、出張年金相談は市内で直接年金事務所の職員とやりとりでできるので安心、便利です。

年金制度全般についての質問や、年金の請求、将来受け取る年金額の照会など、年金に関することが出張年金相談で行えます。

特に、老齢厚生年金や遺族年金を請求する場合などにぜひ、ご利用ください。

#### ご予約はお早めに

ご予約時、相談内容をお伺いします。その際、相談に沿った必要書類をお伝えします。

戸籍謄本が必要な場合、他市町が本籍地ですと郵送請求などで時間がかかることがありますので、お早目の予約をお願いします。

#### 予約・問合せ先

市民保健課国保年金係  
(窓口③) ☎(22)3922

※2 「県内の健診機関（※1  
を除く）で受診した場合  
健診費用を病院へ全額支払  
います。（医療機関への助成  
券の提出は不要です。）  
④受診日から40日以内に、國  
保年金係（窓口③）に助成  
金支給申請書を提出してく  
ださい。（※2の方が対象）。  
提出後、申請内容を審査し、  
助成金を支給します。

※助成券を発行するのに1週  
間はかかりますので、申請  
はお早目にお願いします。

③医療機関で人間ドックを受  
けてください。

必要書類  
質問票、領収書、印鑑、振込  
先のわかるもの。

問合せ先  
市民保健課国保年金係  
(窓口③) ☎(22)3922

○令和2年度日程表  
6月5日 (金)  
8月7日 (金)  
10月9日 (金)  
12月4日 (金)  
2月5日 (金)  
7月3日 (金)  
9月4日 (金)  
11月6日 (金)  
1月8日 (金)  
3月5日 (金)  
相談受付時間  
午前 9時00分～11時30分  
午後 13時～14時  
場所 市役所2階会議室  
※6月5日は開国下田みなどで開催予定

ご予約時、相談内容をお伺いします。その際、相談に沿った必要書類をお伝えします。

戸籍謄本が必要な場合、他市町が本籍地ですと郵送請求などで時間がかかることがありますので、お早目の予約をお願いします。

#### 予約・問合せ先

市民保健課国保年金係  
(窓口③) ☎(22)3922

※ただし、上限額は、1人に  
定められている健診項目の内  
容を満たしていること。  
※健診項目については、国保  
年金係（窓口③）までお問  
い合わせください。

◎手続方法

①県内の医療機関に健診の項  
目が全て受けられるか確認  
してください。

②市民保健課国保年金係（窓  
口③）に受診申請書を提出  
してください。

必要書類  
保険証、印鑑

※健診費用を病院へ全額支払  
います。（医療機関への助成  
券の提出は不要です。）  
④受診日から40日以内に、國  
保年金係（窓口③）に助成  
金支給申請書を提出してく  
ださい。（※2の方が対象）。  
提出後、申請内容を審査し、  
助成金を支給します。

※助成券を発行するのに1週  
間はかかりますので、申請  
はお早目にお願いします。

③医療機関で人間ドックを受  
けてください。

必要書類  
質問票、領収書、印鑑、振込  
先のわかるもの。

問合せ先  
市民保健課国保年金係  
(窓口③) ☎(22)3922

※2 「県内の健診機関（※1  
を除く）で受診した場合  
健診費用を病院へ全額支払  
います。（医療機関への助成  
券の提出は不要です。）  
④受診日から40日以内に、國  
保年金係（窓口③）に助成  
金支給申請書を提出してく  
ださい。（※2の方が対象）。  
提出後、申請内容を審査し、  
助成金を支給します。

※助成券を発行するのに1週  
間はかかりますので、申請  
はお早目にお願いします。

③医療機関で人間ドックを受  
けてください。

必要書類  
質問票、領収書、印鑑、振込  
先のわかるもの。

問合せ先  
市民保健課国保年金係  
(窓口③) ☎(22)3922

※2 「県内の健診機関（※1  
を除く）で受診した場合  
健診費用を病院へ全額支払  
います。（医療機関への助成  
券の提出は不要です。）  
④受診日から40日以内に、國  
保年金係（窓口③）に助成  
金支給申請書を提出してく  
ださい。（※2の方が対象）。  
提出後、申請内容を審査し、  
助成金を支給します。

※助成券を発行するのに1週  
間はかかりますので、申請  
はお早目にお願いします。

③医療機関で人間ドックを受  
けてください。

必要書類  
質問票、領収書、印鑑、振込  
先のわかるもの。

問合せ先  
市民保健課国保年金係  
(窓口③) ☎(22)3922

※2 「県内の健診機関（※1  
を除く）で受診した場合  
健診費用を病院へ全額支払  
います。（医療機関への助成  
券の提出は不要です。）  
④受診日から40日以内に、國  
保年金係（窓口③）に助成  
金支給申請書を提出してく  
ださい。（※2の方が対象）。  
提出後、申請内容を審査し、  
助成金を支給します。

※助成券を発行するのに1週  
間はかかりますので、申請  
はお早目にお願いします。

③医療機関で人間ドックを受  
けてください。

必要書類  
質問票、領収書、印鑑、振込  
先のわかるもの。

問合せ先  
市民保健課国保年金係  
(窓口③) ☎(22)3922

※2 「県内の健診機関（※1  
を除く）で受診した場合  
健診費用を病院へ全額支払  
います。（医療機関への助成  
券の提出は不要です。）  
④受診日から40日以内に、國  
保年金係（窓口③）に助成  
金支給申請書を提出してく  
ださい。（※2の方が対象）。  
提出後、申請内容を審査し、  
助成金を支給します。

※助成券を発行するのに1週  
間はかかりますので、申請  
はお早目にお願いします。

③医療機関で人間ドックを受  
けてください。

必要書類  
質問票、領収書、印鑑、振込  
先のわかるもの。

問合せ先  
市民保健課国保年金係  
(窓口③) ☎(22)3922

※2 「県内の健診機関（※1  
を除く）で受診した場合  
健診費用を病院へ全額支払  
います。（医療機関への助成  
券の提出は不要です。）  
④受診日から40日以内に、國  
保年金係（窓口③）に助成  
金支給申請書を提出してく  
ださい。（※2の方が対象）。  
提出後、申請内容を審査し、  
助成金を支給します。

※助成券を発行するのに1週  
間はかかりますので、申請  
はお早目にお願いします。

③医療機関で人間ドックを受  
けてください。

必要書類  
質問票、領収書、印鑑、振込  
先のわかるもの。

問合せ先  
市民保健課国保年金係  
(窓口③) ☎(22)3922

※2 「県内の健診機関（※1  
を除く）で受診した場合  
健診費用を病院へ全額支払  
います。（医療機関への助成  
券の提出は不要です。）  
④受診日から40日以内に、國  
保年金係（窓口③）に助成  
金支給申請書を提出してく  
ださい。（※2の方が対象）。  
提出後、申請内容を審査し、  
助成金を支給します。

※助成券を発行するのに1週  
間はかかりますので、申請  
はお早目にお願いします。

③医療機関で人間ドックを受  
けてください。

必要書類  
質問票、領収書、印鑑、振込  
先のわかるもの。

問合せ先  
市民保健課国保年金係  
(窓口③) ☎(22)3922

※2 「県内の健診機関（※1  
を除く）で受診した場合  
健診費用を病院へ全額支払  
います。（医療機関への助成  
券の提出は不要です。）  
④受診日から40日以内に、國  
保年金係（窓口③）に助成  
金支給申請書を提出してく  
ださい。（※2の方が対象）。  
提出後、申請内容を審査し、  
助成金を支給します。

※助成券を発行するのに1週  
間はかかりますので、申請  
はお早目にお願いします。

③医療機関で人間ドックを受  
けてください。

必要書類  
質問票、領収書、印鑑、振込  
先のわかるもの。

問合せ先  
市民保健課国保年金係  
(窓口③) ☎(22)3922

※2 「県内の健診機関（※1  
を除く）で受診した場合  
健診費用を病院へ全額支払  
います。（医療機関への助成  
券の提出は不要です。）  
④受診日から40日以内に、國  
保年金係（窓口③）に助成  
金支給申請書を提出してく  
ださい。（※2の方が対象）。  
提出後、申請内容を審査し、  
助成金を支給します。

※助成券を発行するのに1週  
間はかかりますので、申請  
はお早目にお願いします。

③医療機関で人間ドックを受  
けてください。

必要書類  
質問票、領収書、印鑑、振込  
先のわかるもの。

問合せ先  
市民保健課国保年金係  
(窓口③) ☎(22)3922

※2 「県内の健診機関（※1  
を除く）で受診した場合  
健診費用を病院へ全額支払  
います。（医療機関への助成  
券の提出は不要です。）  
④受診日から40日以内に、國  
保年金係（窓口③）に助成  
金支給申請書を提出してく  
ださい。（※2の方が対象）。  
提出後、申請内容を審査し、  
助成金を支給します。

※助成券を発行するのに1週  
間はかかりますので、申請  
はお早目にお願いします。

③医療機関で人間ドックを受  
けてください。

必要書類  
質問票、領収書、印鑑、振込  
先のわかるもの。

問合せ先  
市民保健課国保年金係  
(窓口③) ☎(22)3922

※2 「県内の健診機関（※1  
を除く）で受診した場合  
健診費用を病院へ全額支払  
います。（医療機関への助成  
券の提出は不要です。）  
④受診日から40日以内に、國  
保年金係（窓口③）に助成  
金支給申請書を提出してく  
ださい。（※2の方が対象）。  
提出後、申請内容を審査し、  
助成金を支給します。

※助成券を発行するのに1週  
間はかかりますので、申請  
はお早目にお願いします。

③医療機関で人間ドックを受  
けてください。

必要書類  
質問票、領収書、印鑑、振込  
先のわかるもの。

問合せ先  
市民保健課国保年金係  
(窓口③) ☎(22)3922

※2 「県内の健診機関（※1  
を除く）で受診した場合  
健診費用を病院へ全額支払  
います。（医療機関への助成  
券の提出は不要です。）  
④受診日から40日以内に、國  
保年金係（窓口③）に助成  
金支給申請書を提出してく  
ださい。（※2の方が対象）。  
提出後、申請内容を審査し、  
助成金を支給します。

※助成券を発行するのに1週  
間はかかります